

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

■～最低賃金～東京・神奈川ではじめて 1,000 円超え■

トピックス

◆～最低賃金～東京・神奈川ではじめて 1,000 円超え

・最低賃金額以上かを確認する方法

◆今月の労務スケジュール

最低賃金制度とは、最低賃金法により、国が賃金の最低基準を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

10月に最低賃金が改定されましたので、今回は、この制度についてお伝えしていきます。

政府は2017年の「働き方改革実行計画」で、年率3%程度引き上げて全国加重平均1,000円を目指すという目標を掲げていたところですが、今年の金額はどの

ように決定したのでしょうか。

全国加重平均額は 901 円

地域別最低賃金(都道府県別)の全国加重平均額は、従前額から27円アップの901円となりました。

東京・神奈川は初の 1,000 円台へ

東京は前の985円から28円アップの1,013円となりました。神奈川県は983円から1,011円、埼玉県は898円から926円、千葉県は895円から923円と、それ

ぞれ28円ずつアップしました。東京・神奈川では初の1,000円台へと改定されました。

これに対し、地域別で一番低い金額は沖縄などの790円となっており、依然として格差がある状態です。

参照:「令和元年度地域別最低賃金改定状況」地域別最低賃金の全国一覧(厚生労働省HP)

では次に、最低賃金以上の賃金が支払われているかの確認方法について書いていきます。↓↓↓

■最低賃金額以上かを確認する方法■

時間単位の賃金で

地域別最低賃金は、原則、産業や職種にかかわらず、都道府県内で働くすべての人に対して適用されます。

その金額は時間給換算された額で表されますので、時間給制で働く人の確認は簡単です。**時間給 \geq 最低賃金額**となっていればOKです。

日給制の場合は、**日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額**となっているか確認します。

月給制の場合は対象とならない手当等を除いて換算

月給制の場合、対象となる賃金は毎月支給する基本的な金額ですが、実際に支給する賃金から次の額を除外した賃金になります。

- (1) 臨時的に支給するもの(結婚手当など)
- (2) 1か月を超える期間ごとに支給するもの(賞与など)
- (3) 時間外割増賃金など所定時間外労働に対して支給するもの(休日割増賃金も)
- (4) 深夜割増賃金
- (5) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

左記の金額を除いた月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

月給者の賃金が最低賃金額以上となっているかはこのように調べます。

今回の改定額は、東京・神奈川・埼玉・千葉等については10月1日付けで適用になります。ぜひ従業員の賃金を確認してみてください。

参照:「最低賃金額以上かどうかを確認する方法」(厚生労働省HP)

10月の労務スケジュール

- ～10/31 9月分社会保険料納付
- ～10/10 9月分源泉徴収税額・住民税額の納付
- 給与 算定基礎届の標準報酬適用



社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34
-13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaikan.rikenkyujo.jp>